

2018年12月18日

株主各位

東京都千代田区外神田四丁目14番1号  
エヌ・ティ・ティ都市開発株式会社  
代表取締役社長 中川 裕

### 株式売渡請求の承認に係る公告

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じとします。）第179条第1項に規定する特別支配株主であるNTT-SH株式会社（以下「NTT-SH」といいます。）から、2018年12月17日付で、会社法第179条の3第1項の規定により、当社の株主の全員（但し、当社及びNTT-SHを除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その有する当社の株式（以下「本売渡株式」といいます。）の全部をNTT-SHに売り渡すことの請求（以下「本株式売渡請求」といいます。）を行う旨の通知を受け、同日開催の取締役会において、本株式売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、下記のとおり公告いたします。

#### 記

1. 特別支配株主の氏名又は名称及び住所  
名称：NTT-SH株式会社  
住所：東京都千代田区大手町一丁目5番1号
2. 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称  
該当事項はありません。
3. 本株式売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項  
NTT-SHは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本株式売渡対価」といいます。）として、その有する本売渡株式1株につき1,680円の金銭を割当交付いたします。
4. 新株予約権売渡請求に関する事項  
該当事項はありません。
5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）  
2019年1月11日
6. 上記のほか、本株式売渡請求に係る取引条件を定めるときは、その取引条件  
本株式売渡対価は、取得日以降合理的な期間内に、NTT-SHが本売渡株式を取得する日の前日の最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。但し、当該方法による交付ができなかった場合には、当社の本店所在地にて当社が指定した方法により（本株式売渡対価の交付についてNTT-SHが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本株式売渡対価を支払うものとします。

以上